

○備前市水道水源保護条例

平成 18 年 12 月 19 日

条例第 48 号

備前市上水道及び簡易水道水源保護条例(平成 17 年備前市条例第 212 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき、市民生活の中で重要な役割を持つ水道に係る水源の清浄な水を確保するため、水質を保護するとともに、きれいな水を市民が享受する権利を守り、もって現在及び将来にわたって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第 3 条第 8 項に規定する取水施設及び貯水施設の周辺地域で、水道の原水の取り入れに係る地域をいう。
- (2) 水源保護地域 水道に係る水源及びその周辺地域で、水質を保護することが必要な地域のうち、第 5 条第 1 項の規定により市長が指定した地域をいう。
- (3) 対象事業場 次に掲げるものをいう。

ア ゴルフ場

イ 廃棄物処理場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を処理する施設又は最終処分場をいう。)

ウ 畜産経営に係る施設

エ めっき工場

オ 化学薬品製造工場

カ 石油化学製品製造工場

キ 鉱業に係る施設

ク クリーニング業に係る洗浄施設

ケ コンクリート製造工場

コ 砂利採取業及び碎石業に係る施設

サ 再資源化施設

シ その他水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 1 に掲げる施設

(ただし、上記イからサまでを除く施設)

- (4) 既設対象事業場 対象事業場のうち、水源保護地域を指定する日において当該地域内で対象事業場を現に設置し、若しくは操業しているもの又は事業場設置のため、実質的な工事に着手しているものをいう。

(5) 水質目標値 水源保護地域の良好な水質を保護するため、市が設定した排出水(事業場から排出される水をいう。以下同じ。)の水質の目標値で、規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、水源の保護に係る施策の実施に努めなければならない。

2 市は、市民及び事業を営むもの(以下「市民等」という。)の水道水源の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、啓発その他必要な措置を講じるとともに、市民等が行う水源保護に係る自主的活動の助長に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 何人も、水道水源の保護に寄与するよう努めるとともに、市が実施する水源の保護に係る施策に協力するものとする。

(水源保護地域の指定等)

第5条 市長は、水源の水質を保護するため、水源保護地域を指定することができる。

2 市長は、水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ20日以上の期間を定め、該当地域を示す書類を縦覧に供しなければならない。

3 市長は、縦覧の場所及び前項に規定する期間を告示しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する縦覧期間経過後、備前市水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第1項の規定により水源保護地域の指定をしたときは、直ちにその旨及びその地域を告示するものとする。

6 水源保護地域の指定は、前項の規定による告示により、その効力を生じる。

7 前各項の規定は、市長が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(利害関係者の意見陳述)

第6条 事業を営むもの、土地の所有者その他の水源保護地域指定に関し利害関係を有するもの(以下「利害関係者」という。)は、審議会において関係資料を提出し、意見を述べることができる。

2 審議会は、利害関係者が多数のときは、意見陳述に代えて書面の提出を求めることができる。

(事前協議、措置等)

第7条 水源保護地域内において、対象事業場を設置し、又は操業しようとするもの(以下「事業者」という。)は、あらかじめ市長に次に掲げる事項を記載した事前協議書を提出するとともに、備前市の水道の給水区域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知するため、説明会を開催しなければならない。ただし、事業者が規則で定める事業場を設置し、又は操業しようとする場合は、事前協議書の提出で足りるものとする。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 対象事業場の名称及び所在地

(3) 業種及び営業内容

(4) 敷地及び建物並びに施設の状況

(5) その他規則で定める事項

2 市長は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は措置を探らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を探るよう勧告するものとする。

(協定の締結)

第 8 条 前条第 1 項の規定による協議の申出をした事業者は、対象事業場の設置又は操業の前に、市長と水道水源の保護に係る協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

2 市長は、前条第 1 項の規定による協議の申出があったときは、審議会の意見を聴き、事業者と協定を締結するものとする。

(事業者等の意見陳述等)

第 9 条 事前協議書を提出した事業者は、審議会において、関係資料を提出し、意見を述べることができる。

2 審議会は、事前協議書を提出した事業者に対し、関係資料の提出及び意見を求めることができる。

3 給水区域の住民は、審議会において、関係資料を提出し、又は意見を述べることができる。

4 審議会は、給水区域の住民の意見が多数の場合は、意見陳述に代えて書面の提出を求めることができる。

(協議事項の変更)

第 10 条 第 7 条第 1 項の規定による協議をしたものは、その協議に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の場合において必要と認めるときは、第 7 条第 1 項に規定する説明会の開催を求めることができる。

3 第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定は、前 2 項の規定による届出及び措置について準用する。

(既設対象事業場の取扱い)

第 11 条 既設対象事業場の管理運営を行うもの(以下「既設事業者」という。)は、その既設対象事業場の所在する区域が水源保護地域に指定された日から起算して 90 日以内に市長に対し、規則で定める書類を添付して届出をしなければならない。

2 前項に規定する届出がなされた場合は、第 8 条の規定に準じて協定を締結するものとする。

3 市長は、既設事業者が第 1 項の規定による届出をせず、又は届出をする見込みがないと認めるときは、第 7 条第 2 項の規定に準じて勧告するものとする。

(水質目標値の尊重)

第 12 条 第 8 条(第 10 条第 3 項及び前条第 2 項で準用する場合を含む。)の規定による協定を締結した事業者は、水質目標値を尊重し、近づけるよう努めなければならない。

(報告義務)

第 13 条 第 8 条(第 10 条第 3 項及び第 11 条第 2 項で準用する場合を含む。)に規定する協定を締結した事業者は、排出水について規則で定める水質検査を実施し、市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第 14 条 市長は、水源保護地域における水質の保護のために必要な限度において、その職員又は市長の指定する者をして水源保護地域内の対象事業場に立ち入り、排出水及び水道水源保護に係る事項の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(承継)

第 15 条 既設か否かを問わず、対象事業場を譲り受け、借り受け、若しくは相続したものの又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人その他の団体は、当該対象事業場に係る事前協議書を提出したもの及び第 11 条第 1 項に規定する届出をしたもの的地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継したものは、その承継があった日から起算して 30 日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

(指導)

第 16 条 市長は、水源保護地域内において事業を行うものに対し、水道水源保護に係る事項について、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第 17 条 市長は、次の各号に該当するものに対して、改善勧告をすることができる。

(1) 第 8 条第 1 項及び第 11 条第 2 項の協定を締結しなかったもの

(2) 第 13 条の報告を怠ったもの及び虚偽の報告をしたもの

(3) 第 14 条第 1 項の立入検査を拒んだもの

(4) 第 15 条第 2 項の届出を怠ったもの

(5) 前条の指導に従わなかったもの

(事実の公表)

第 18 条 市長は、第 7 条第 2 項(第 10 条及び第 11 条において準用する場合を含む。)及び前条の規定による改善勧告に従わないものを公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定による公表をしようとするときは、同項の改善勧告に従わないものに弁明の機会を与えることができる。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。